

## 【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・訓練の実施に関するQ & A】

※下記のほか、詳細については「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。

No.	質問	回答
1	水害（又は土砂災害）に関する避難確保計画を、既存の非常災害に関する計画とは別個に、新規で整備する必要がありますか。	<p>水害（又は土砂災害）に関する計画を別個に整備する義務はありませんので、各施設の実態に応じ、別個に新規で整備しても、既存の計画に必要事項を追記する形で整備しても、水害（又は土砂災害）対策に関する記載が明確となっていればいずれの方法でも差支えありません。</p> <p>詳細は「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。</p>
2	一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設を市町村地域防災計画に定めたくて避難確保計画の作成等を求めることになりますか。	<p>基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等を求めることになると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。</p>
3	水害（又は土砂災害）に関する避難訓練や防災研修は、どの程度の頻度で実施する必要がありますか。	<p>水害（又は土砂災害）に関する訓練・研修については、各施設において実施することが義務付けられております。また、その頻度については、年1回以上、定期的に行うことが望ましいとされております。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【防災教育・訓練の計画の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。</li> <li>■毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。</li> </ul> </div>
4	水害（又は土砂災害）に関する避難訓練と、既存の消防等の避難訓練との関係はどのようになりますか。	<p><b>【水害に関する避難訓練について】</b></p> <p><u>火災・地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、水害に関する情報伝達及び避難誘導に関する</u></p>

		<p>る訓練に代えることができます。ただし、災害の種類により避難場所や避難経路が異なる場合には、従業員等への周知や研修を別途実施する必要があります。(そうした周知・研修を行った場合には、その記録を残すようにしてください。)</p> <p><b>【土砂災害に関する避難訓練について】</b></p> <p>水害の場合とは異なり、<u>火災・地震等のみを想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、土砂災害に関する情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることは、認められません。</u></p> <p>なお、火災・地震等と土砂災害とが複合的に発生する状況を想定した訓練等を実施する場合には、それぞれの訓練をいずれも実施したとみなすこととします。</p>
5	水害(又は土砂災害)に関する避難訓練の実施後は、訓練を実施したことを市に報告する必要がありますか。	<p>訓練は避難確保計画に基づき実施すればよく、自主的な報告の必要はありませんが、実施した記録を作成し、事業所において適切に保管してください。</p> <p>なお、今後、本市から避難訓練実施状況に関する照会を行う予定ですので、その際にはご協力をお願いいたします。</p>
6	情報伝達の連絡先はどこに設定すればよいですか。	<p>いわき市長寿介護課(☎0246-22-7453、FAX:0246-22-7547)までお願いします。なお、当課に情報伝達・報告する基準については、次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【報告基準】</b>実際に避難し、避難が完了した時</p> <p>■避難所等に避難し、利用者等の安全が確認できた段階で報告をお願いします。その際、避難人数(職員含む)、避難先、避難完了時刻、被害概況、担当者連絡先の報告をお願いします。(電話で可。)</p> </div>
7	ハザードマップはどこで手に入ればよいですか。	<p>いわき市 Web サイトからダウンロードできます。</p> <p>トップページに設けられた「防災情報サイト」内に、河川洪水ハザードマップや、洪水・土砂災害警戒区域・津波のハザードマップを一つにまとめた防災マップを掲載しています。</p>
8	避難所の一覧表はありますか。	<p>いわき市 Web サイトトップページに設けられた「防災情報サイト」内の「いざという時に」に掲載</p>

		しています。
9	川の氾濫警戒情報や水位情報はどのように伝達されますか。	<p>福島県が運用している「福島県河川流域総合情報システム」でメール設定を行うことにより、携帯電話にメールが届くようになります。メール設定をお願いいたします。</p> <p>インターネットの検索サイトにて「福島県河川流域総合情報システム」と検索すると当該ページに進みます。</p>
10	気象情報等はどのように伝達されますか。	いわき市の防災メールにより伝達します。いわき市 Web サイト（トップページ）から該当ページに進めますので、メール設定をお願いいたします。
11	自衛水防組織の設置は義務ですか。	努力義務となっており、必須ではありません。なお、既に自衛水防組織が設置されている場合は、洪水時の避難確保計画に載せる必要があります。
12	土砂災害警戒区域の詳しい情報はどこで確認できますか。	<p>福島県いわき建設事務所 Web サイトに箇所毎の詳細があります。</p> <p>トップページにある「土砂災害警戒区域等の指定箇所→指定した区域の公表」をクリックして、対象箇所を確認してください。</p>
13	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、避難所指定されている要配慮者施設について、計画はどのように作成すればよいですか。	想定浸水深より上の階（垂直避難）、また、土砂災害警戒区域外の建物に避難するよう作成してください。
14	避難所が遠方にしかない場合や、移動困難な利用者が多数おり、実質避難所まで避難することが困難な場合はどのように作成すればよいですか。	<p>避難所の設定が現実的に不可能な場合には、浸水想定深より上の階（垂直避難）、また、土砂災害警戒区域外の建物に避難するよう作成してください。</p> <p>なお、複数の避難経路を定めることが有効であるため、近隣で安全な場所がある場合は、そちらを避難場所として設定することも可能です。</p> <p>ただし、可能な限り、避難所を設定するようにしてください。（国土交通省作成手引きのとおり）</p>
15	複数河川の浸水想定区域に施設が所在する場合、留意点はありますか。	様々なパターンの浸水が予想されるため、ケースごとの場合分けし、避難路の確保に努めてください。
16	避難確保計画に記載する昼間・夜間・休日の利用者、施設職員の人数はどのように数えればよいですか。	実際に避難する人数を想定するため、各時間帯に施設を利用する方、職員の最大人数を記載してください。（延べ人数ではありません）
17	計画作成に当たり、不明な点があった際はどうすればよいですか。	国土交通省 Web サイト等でも解決しない場合、市長寿介護課へ問い合わせてください。